

## 災害対応力の強化を求める意見書

本年7月30日に発生したロシア・カムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.8の地震の影響により、本県を含む太平洋沿岸の13都道県に津波警報が発令され、各地の自治体から一時200万人以上を対象に避難指示が出された。

今回の津波警報は、我が国から600キロ以上離れた場所で発生した地震による遠地津波のため、国内で大きな揺れを感じず、津波が到達するまでに時間的な猶予があったことから、津波警報の発出から全面解除まで11時間以上を要するなど、住民は長時間の避難を余儀なくされた。加えて、酷暑の時期と重なったため、炎天下における避難そのものが命の危険性を高めることにもなった。これらの状況を踏まえ、今後は災害の特性と気候条件を想定し、適切に対応していく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 カムチャツカ半島東方沖で起きた地震の影響による長時間にわたっての避難指示や炎天下での屋外避難などについての検証を確実にし、改善策を早期に示すこと。
- 2 災害時には避難所として活用される公立小学校の体育館等について、避難所機能を強化するとともに、耐災害性の向上を図ること。また、学校体育館等における空調設備の更なる設置促進を図ること。
- 3 避難指示が長時間続いたことを踏まえ、外国人も含めた住民の避難行動につながる情報発信及び広報活動を強化すること。
- 4 災害発生後の全ての避難所において、確保されるべき生活空間や食事の質、生活用水など、避難所の衛生や生活環境の指針を定めた「スフィア基準」を満たすことができるよう、災害対策を確実に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月2日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

福島県議会議長 西山尚利